

# 白梅学園短期大学学則

令和6年4月1日

学校法人 白梅学園

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第1条 白梅学園短期大学（以下、「本学」という。）は教育基本法並びに学校教育法に基づき、特に人間尊重の理念を根本とし教養教育にあわせて専門教育を行い、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第1条の2 本学はその教育研究水準の向上を図り、建学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価、公表の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について本学の教職員以外の者による検証を行う。

### (教育内容・方法等の改善)

第1条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

### (情報の積極的な提供)

第1条の4 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

### (所在地)

第1条の5 本学は東京都小平市小川町1丁目830番地に置く。

## 第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科)

第2条 本学に保育科を設置する。

2 保育科は保育に関する専門教育をほどこし、幼稚園教諭並びに保育士を養成する。

### (学生定員)

第3条 学生定員は次の表のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	80	160

### (修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第 3 章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

第6条 学年を前期、後期の2学期に分け、それぞれの始期、終期は別に定める。

### (休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

三 開学記念日 4月27日

2 夏期、冬期、及び春期休業に関しては、別に定める。

3 前2項の規定に関わらず、学長は、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し授業を行うことができる。

## 第 4 章 入学、転学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志望する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可、連帯保証人)

第12条 前条の選考に合格した者は所定の期間までに連帯保証人連署による誓約書を添えて所定の入学手続きをとらなければならない。

2 前項の連帯保証人は、学生の父母又はこれに代わる者で、保証対象の学生が本学に対し、学費等の未納及び損害賠償義務その他の債務を負うに至った場合、当該学生と連帯して責任を負うこととし、極度額は 2,100,000 円とする。

(転学)

第13条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第14条 願により本学を退学した者又は第20条の規程により除籍された者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学の場合の入学検定料及びその他の必要な手続きは、別に定める。

第15条 削除

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記して連帯保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由で2か月以上修学できない者は、連帯保証人連署のうえ学長に休学を願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1学期又は1年とする。

2 休学の期間は通算2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に加えない。

(復学)

第 19 条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 二 第 18 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 無届けのまま長期欠席した者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第 5 章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第 21 条 本学の教育課程は別表第 1 のとおり、教養教育科目及び専門教育科目によって編成する。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。

(授業日数等)

第 22 条 本学の授業日数は、第 7 条に規定する休業日を除き 1 学期 15 週以上とし、毎週授業時数は学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 23 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作に関わる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第 24 条 授業科目を履修し、その試験等の評定に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前条第 2 項の授業科目に関し、学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。

3 授業科目の単位修得に必要な出席時数については別に定める。

(学修の評価)

第 25 条 各科目の成績は、上位より S (90 点以上) , A (80 点以上) , B (70 点以上) , C (60 点以上) , D (60 点未満) をもって表示し、C 以上を合格とする。

## 第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 26 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、次の表に定めるところにより所定の単位以上を修得しなければならない。

卒業に必要な単位数	
教養教育科目	16
専門教育科目	31

そ の 他	1 5
合 計	6 2

(卒業)

第 27 条 本学に 2 年以上在学し、本学則で定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第 28 条 前条により卒業した者には本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 29 条 本学において取得することのできる免許状及び資格は次のとおりとする。

保 育 科 幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 免許状及び資格取得に関して必要な事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるとおり、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるとおり、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるとおり、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとすることができます。

2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるとおり、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位認定の単位数)

第 33 条 前条第 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学の場合を除き、第 30 条第 1 項及び第 31 条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位とする。この場合において、第 30 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

## 第 7 章 入学検定料及び学費その他の費用

(入学金、学費等)

第 34 条 本学の入学検定料、入学金、学費（授業料、施設費、実習演習費、教育充実費）、在籍料は別表第 2 のとおりとする。

2 修業年限を超えて在学する者については、在籍料の他に、授業を履修する学期の授業料の半額あるいは履修する授業科目数に科目履修料を乗じた額のいずれか少ない額を納入することとする。

3 証明書及び調書の手数料については別に定める。

(学費納入期限)

第 35 条 学費は所定の期日までに納入しなければならない。

2 学費は（1 年次前期に係るものを除く）は原則前期、後期の 2 期にわけて納入することができる。

3 本学において特別の事情があると認められた者には、入学金、学費等の全部又は一部を免除し、延納又は分納を許可することがある。

(退学者等の学費)

第 36 条 学期の中途中で退学した者又は除籍された者の当該期分の学費は徴収する。

2 停学の場合は、その期間中の学費等は納付しなければならない。

(休学者の学費)

第 37 条 学期の開始期までに休学を許可された者は、当該期分の在籍料を納入しなければならない。但し、学費は免除する。

2 学期の途中で休学を許可された者は、その期の学費等を納入しなければならない。

(入学を辞退する場合の学費)

第 38 条 入学手続き完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに申請をした者については、学費等を還付する。

## 第 8 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第 39 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置くことができる。

一 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

二 教授、准教授、講師及び助教は学生を教育し、研究に従事する。

三 助手は教授、准教授、講師、助教の職務を助けるとともに研究に従事する。

四 事務職員は事務に従事する。

2 前項のほか、学長が必要と認めた場合、副学長及び学長補佐を置くことができる。

一 副学長は学長から委任された業務を代行する。

二 学長補佐は、学長より委任された業務について、学長を補佐する。

3 前 2 項で定めるほか、教員組織に関して必要な事項は別に定める。

(教員組織)

第 40 条 教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 41 条 削除

(教務部及び学生部)

第 42 条 削除

(事務組織)

第 43 条 事務組織について必要な事項は別に定める。

## 第 9 章 教 授 会

(教授会)

第 44 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手をもって構成する。

3 教授会は学長が次の事項について決定するにあたり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めた事項

4 教授会は前項に規定するもののほか教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

一 学則及び諸規程の改定に関する事項

二 学生の退学、転学、休学、賞罰その他身分に関する事項

三 教員の人事に関する事項

四 教育課程に関する事項

五 その他教育研究に関する事項で学長が必要と認めた事項

(教授会及び委員会の運営)

第 45 条 前条に定めるもののほか、教授会及び委員会等の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

第 10 章 図書館・情報処理センター

(図書館)

第 46 条 本学に図書館を置き、学生及び教職員の学習・教育、研究及び調査に資するものとする。

2 本学図書館に図書館長 1 名を置く。

3 図書館長は学長に直属し、本学図書館の管理・運営を統轄する。

4 図書館長は、学長の発議により教授、准教授、講師のうちから教授会の議を経た者につき、学長が任命する。

5 図書館に関して必要な事項は別に定める。

(情報処理センター)

第 47 条 本学に情報処理センターを置き、学生及び教職員の学習、研究に資するものとする。

2 情報処理センターに関して必要な事項は別に定める

第 11 章 厚生施設

(健康生活支援センター)

第 48 条 本学に健康生活支援センターを設け、学生、教職員の健康管理のため保健師及び嘱託医を置く。

2 健康生活支援センターに学生相談室を設け、学生の相談に応じるためカウンセラーを置く。

3 健康生活支援センターに必要な事項は別に定める。

第 49 条 削除

(その他の厚生施設)

第 50 条 本学に、必要に応じて健康生活支援センター以外の厚生施設を置くことが出来る。

2 その他の厚生施設に関して必要な事項は別に定める。

第 12 章 附 属 施 設

(附属施設)

第 51 条 本学に附属施設を置くことが出来る。

2 附属施設に関して必要な事項は別に定める。

第 13 章 外国人留学生及び海外帰国者

(外国人留学生及び海外帰国者)

第 52 条 短期大学等において教育を受ける目的をもって入国した外国人あるいは外国において相当の期間中等教育を受けた者が本学に入学を志願する場合には、選考の上、外国人留学生あるいは海外帰国者として入学を許可することがある。

2 外国人留学生及び海外帰国者に関して必要な事項は別に定める。

第 14 章 科目等履修生、特別研修生及び公開講座

(科目等履修生)

第 53 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 24 条及び第 25 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別研修生)

第 54 条 本学は、教育研究上支障のない場合、学科あるいは専任教員のもとで研修する特別研修生を受け入れることができる。

2 特別研修生を受け入れる学科あるいは専任教員は、当該特別研修生の履歴書及び研修計画書を添えて提出し学長の許可を受けなければならない。

3 特別研修生は原則として本学学生と同様に、本学の教育研究施設等を使用することができる。

4 特別研修生の研修期間は学期を単位とし、1年以下とする。但し、再研修を妨げない。

5 特別研修生の施設使用料等は別に定める。

(公開講座)

第 55 条 本学の教育・研究成果を広く公開するため公開講座を行うことがある。

2 公開講座に関して必要な事項は別に定める。

## 第 15 章 名 誉 教 授・名 誉 学 長

(名譽教授及び名譽学長)

第 56 条 本学は、本学に教員として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名譽教授の称号を授与することができる。

第 56 条の 2 本学は、多年にわたり本学の学長職にあった者に対し名譽学長の称号を授与することができる。

2 名譽教授及び名譽学長の称号授与に関して必要な事項は別に定める。

## 第 16 章 賞 罰

(表彰)

第 57 条 品行方正、学力優秀な者、その他、特に他の模範とするに足る学生を表彰することがある。

(罰則)

第 58 条 学長は教育上必要があると認めた場合は学生に対し、教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第 17 章 改 正

(改正)

第 59 条 本学則の改正は、理事会の専決事項を除き教授会の議を経て、理事会の承認を得た後、学長がこれを行うものとする。

### 附 則

この学則は昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

2 この学則の施行に必要な細則は学長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この学則は昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この学則は昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この学則は昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。  
但し、昭和 62 年度から昭和 71 年度までの心理技術科第 I 部並びに教養科第 I 部の総定員は第 7 条別表第 1 の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 次	昭和 62 年度		昭和 63 年度から 70 年度 まで		昭和 71 年度	
定 員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心理技術科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0
教 養 科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0

- 2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この学則は昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。  
但し、昭和 63 年度から昭和 71 年度までの心理技術科第 I 部並びに教養科第 I 部の総定員は第 7 条別表第 1 の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 次	昭和 62 年度		昭和 63 年度から 70 年度 まで		昭和 71 年度	
定 員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心理技術科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0
教 養 科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0

- 2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める

#### 附 則

- 1 この学則は平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。  
昭和 63 年度以前の入学生は旧学則を適用する。  
但し、昭和 62 年度から平成 8 年度までの心理学科第 I 部並びに教養科第 I 部の総定員は第 7 条別表第 1 の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 次	昭和 62 年度		平成 7 年度		平成 8 年度	
定 員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心 理 学 科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0
教 養 科	8 0	1 3 0	8 0	1 6 0	5 0	1 3 0

注：平成元年度より心理技術科を心理学科に名称変更する。

- 2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。  
平成元年度以前の入学生は旧学則を適用する。  
但し、昭和 62 年度から平成 8 年度までの心理学科第 I 部並びに教養科第 I 部の総定員は第 7 条別表第 1 の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 次	昭和62年度		平成7年度		平成8年度	
定 員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心理学科	80	130	80	160	50	130
教養科	80	130	80	160	50	130

2 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

#### 附 則

1 この学則は平成3年4月1日から施行する。

2 第7条別表第1に規定する心理学科第1部並びに教養科の定員は、平成3年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成3年度		平成4年度から7年度まで		平成8年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心理学科第I部	100	180	100	200	70	170
教養科第I部	100	180	100	200	70	170

平成9年度から11年度まで		平成12年度	
入学定員	総定員	入学定員	総定員
70	140	50	120
70	140	50	120

3 この学則の施行に必要な細則は学長がこれを定める。

#### 附 則

1 この学則は平成4年4月1日から施行する。

2 第7条別表第1に規定する心理学科第1部並びに教養科の定員は、平成4年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度から7年度まで		平成8年度		平成9年度から11年度まで		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
心理学科第I部	100	200	70	170	70	140	50	120
教養科	100	200	70	170	70	140	50	120

3 この学則の施行に必要な細則は学長がこれを定める。

#### 附 則

1 この学則は平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年度から平成12年度の間、第3条別表1の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成5年度から7 年度まで		平成8年度		平成9年度か ら11年度まで		平成12年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
心理学科	100	200	70	170	70	140	50	120
教養科	100	200	70	170	70	140	50	120

3 この学則の施行に必要な細則は学長がこれを定める。

4 この学則は原則として平成5年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、学生の利益に反しない限り従前の学則を適用する。

#### 附 則

1 この学則は平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年度から平成12年度の間、第3条別表第1の規程にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成6年度から7 年度まで		平成8年度		平成9年度から11 年度まで		平成12年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
心理学科	100	200	70	170	70	140	50	120
教養科	100	200	70	170	70	140	50	120

3 この学則の施行に必要な細則は学長が別にこれを定める。

4 この学則は原則として平成6年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、学生の利益に反しない限り従前の学則を適用する。

#### 附 則

1 この学則は平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年度から平成12年度の間、第3条別表1の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成7年度		平成8年度		平成9年度から11 年度まで		平成12年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
心理学科	100	200	70	170	70	140	50	120
教養科	100	200	70	170	70	140	50	120

3 この学則の施行に必要な細則は学長がこれを定める。

4 この学則は原則として平成7年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、学生の利益に反しない限り従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年度から平成 12 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 7 年度		平成 8 年度		平成 9 年度から 11 年度まで		平成 12 年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
心理学科	100	200	100	200	100	200	50	150
教養科	100	200	100	200	100	200	50	150

- 3 この学則は原則として平成 8 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度から平成 12 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 8 年度から 11 年 度まで		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
心理学科	100	200	50	150
教養科	100	200	50	150

- 3 この学則は原則として平成 9 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度から平成 12 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 8 年度から 11 年 度まで		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
心理学科	100	200	50	150
教養科	100	200	50	150

- 3 この学則は原則として平成 10 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

1 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 8 年度から平成 12 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 8 年度から 11 年度まで		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
心理学科	100	200	50	150
教養科	100	200	50	150

3 この学則は原則として平成 11 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

1 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 12 年度から平成 16 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず、保育科、心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	330	180	360	180	360
心理学科	90	190	85	175	80	165
教養科	70	170	65	135	60	125

年度 学科	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	360	180	360	180	360
心理学科	75	155	70	145	70	140
教養科	55	115	50	105	50	100

3 この学則は原則として平成 12 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

1 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 13 年度から平成 16 年度の間、第 3 条の規定にかかわらず、保育科、心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

保育科	180	360	180	360	180	360
心理学科	85	175	80	165	75	155
教養科	65	135	60	125	55	115

学科	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	360	180	360
心理学科	70	145	70	140
教養科	50	105	50	100

3 この学則は原則として平成13年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度から平成17年度の間、第3条の規定にかかわらず、保育科、心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	360	180	360	180	360
心理学科	80	165	75	155	70	145
教養科	60	125	55	115	50	105

学科	平成17年度	
	入学定員	収容定員
保育科	180	360
心理学科	70	140
教養科	50	100

3 この学則は原則として平成14年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度から平成17年度の間、第3条の規定にかかわらず、保育科、心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	360	180	360	180	360
心理学科	75	155	70	145	70	140
教養科	55	115	50	105	50	100

3 この学則は原則として平成15年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度から平成17年度の間、第3条の規定にかかわらず、保育科、心理学科及び教養科の定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	180	360	180	360
心理学科	70	145	70	140
教養科	50	105	50	100

3 この学則は原則として平成16年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月から教養科、専攻科保育専攻の学生募集を停止し、在校生の卒業を待つて廃止する。
- 3 この学則は第28条を除き原則として平成17年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。
- 4 第28条については平成17年12月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成18年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成19年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成20年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月から心理学科、専攻科福祉専攻の学生募集を停止し、在校生の卒業を待って廃止する。
- 3 この学則は原則として平成 21 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月から福祉援助学科の学生募集を停止し、在校生の卒業を待って廃止する。
- 3 この学則は原則として平成 22 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 23 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 24 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 25 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 26 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 27 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 28 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 29 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 30 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として平成 31 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は原則として令和 2 年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。

- 3 別表 1 保育科平成 31 年度入学生のみ適用し、以外の入学年次生カリキュラムは従前の規定による。

4 第12条については、令和3年1月25日より施行する。ただし令和2年4月1日以降入学手続きを行った学生に追認し、適用する。

附 則

1 この学則は令和3年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は令和5年7月31日から施行する。

附 則

1 この学則は令和6年4月1日から施行する。

2 この学則は令和6年度以降の入学生から適用し、それ以前の入学生には従前の学則を適用する。